

(参考様式6)

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
事業活用活性化計画目標評価報告書

平成30年8月27日作成

活性化計画名	稲取地区活性化計画			
計画主体名	計画主体コード	計画番号	計画期間	実施期間
東伊豆町	220001	1	H27～29	H27～28
活性化計画の区域				
東伊豆町稲取地区				

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値A	実績値B	達成率(%) B/A	備考
2 交流人口の増加	7.78%	7.49%	96.3%	

(コメント)

交流人口について、平成29年度の細野高原ススキ事業は台風等雨天日が多く、集客人数が例年より3,000人強減少したことと、滞在型農園の開設が平成29年度からとなり、平成28年度予定人数がなかったため、目標値を若干下回った。

しかし、滞在型農園事業である平成29年度の栽培講習会（2回）交流会（1回）共同作業（1回）収穫祭（1回）の事業は、利用者の来場数と合わせて960人となり、滞在型農園の交流人口の目標値（840人）は達成した。

今後さらに維持・増加させるための事業やイベント（魅力づくり等）として、平成30年度には町観光協会の協力により町内3箇所の露天風呂を無料または半額で入浴できる券を発行し、利用者の維持・増加に努めた。平成31年度以降は、交流に関する事業内容を内部交流から外部交流にも目を向けて計画していく。

(記入例) 交流人口の増加の場合

目標値A = (目標値/現状値) × 100 - 100、実績値B = (実績値/現状値) × 100 - 100

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	事業内容及び事業量			事業実施主体
農林漁業・農山漁村体験施設	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計一式 ・滞在型市民農園 N = 10 区画 29.5 m²/棟 ・附帯施設（給水施設、浄化槽、鳥獣害対策用フェンス、雑工事）一式 ・農園（土づくり） N = 10 区画 40 m²/棟 			東伊豆町
管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日	
東伊豆町	平成27年度	平成28年度	平成29年4月1日	
事業の効果				
<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園を整備したことにより、耕作放棄地の活用につながった。 ・当地域に都市部の住民を呼び込むことで、人が集まれる場所ができ、交流人口の維持につながった。 				

3 総合評価

<p>(コメント)</p> <p>全体の交流人口の目標値は若干下回り達成までにはいかなかったが、滞在型農園の事業は目標値を達成している。滞在型農園事業の交流人口維持または増加させるための方策としてPRについては、町のホームページ、SNS、町広報誌、新聞掲載、ポスター、チラシの掲示、配布を継続して行い、さらに町のイベントやキャラバン等でポスターの掲示やチラシの配布を依頼し、維持・増加に努める。</p> <p>また、環境づくりとして、平成30年度には町観光協会の協力により、農園利用者は、町内3箇所の露天風呂に2.6.26日は無料、その他は半額で入浴できるようにし、魅力を増やした。交流人口の増加により、町内の宿泊施設、商店、等が利用され、町の活性化にもつながった。</p> <p>今後さらに、事業内容等を工夫していき、都市部から当町に来る方を増加させるとともに、移住・定住につなげたい。</p>

4 第三者の意見

(コメント)

○東伊豆町農業委員会 会長 楠山節雄氏

- ・交流人口は目標値に届かなかったが、滞在型農園の利用は目標値を達成したことは良かった。
- ・担当課も、交流人口増加のための努力は見られるので、引き続きPRに努め、事業内容もマンネリ化しないように工夫してほしい。例えば、委員会で意見が出たように、交流の仕方や内容も農協等の外部団体との交流をしたり、農業事業者にも協力を仰ぎ、作物の作り方等を説明していただき、ミカン狩り体験やいちご狩り体験をしてもらい、興味を持ってもらう等の意見を活かし、良い事業にしてほしい。
- ・基本となる農園内の環境整備（施設・備品・職員、管理人の対応）は手を抜かず行ってほしい。
- ・都市部の人たちが当町に来て、多少でも貢献していることがわかった。さらに移住・定住につながるような事業内容にしていきたい。

【記入要領】

- (1) 計画主体コード、計画番号は年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
 - (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は、実施要領第16の3の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
 - (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は事業メニュー毎に作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果）を幅広く記入すること。
 - (4) 第三者とは「当事者以外の者」「その事柄に直接関係していない人」であり、計画主体、事業実施主体、管理主体のいずれの組織にも属さない者で事業地区を熟知している者。公務員は対象外とし、事業評価委員会等の組織を有する場合は積極的に活用すること。
- ※ 達成率等算出根拠（参考様式6添付資料）を必ず添付すること。